

日行連発第 1480 号
平成 27 年 3 月 26 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
第一業務部
部長 矢野 浩司

建設業許可事務の運用の変更について

標記の件につきまして、国土交通省土地・建設産業局建設業課より下記の変更点についての周知依頼がありましたので、会員各位に周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、以下 URL のホームページ上に「平成 27 年 4 月 1 日以降の許可事務の留意点について」として、今般の運用の変更が記載されておりますので、併せてご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000192.html

記

【変更点】

1. 許可申請者（法人の役員等 本人 法定代理人 法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）について

本調書は役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載された者全員について作成することとされているが、「顧問」及び「相談役」については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を求めないこととする。

2. 登記事項証明書等（規則第 4 条第 1 項第 5 号及び第 6 号）について

「顧問」及び「相談役」については、「登記事項証明書」及び「市町村の長の証明書」の提出を求めないこととする。

3. 役員等の欠格要件の該当性の判断について（許可事務ガイドライン【第8条関係】3.）

「顧問」及び「相談役」について、従来の「役員」と同様に扱うこととしているが、欠格要件に該当した場合、その者が法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者か否かを個別に判断する。

以上